

行政機関及び独立行政法人等 に関する個人情報保護法制

提出予定法案名

- 1．行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案
【行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年）の全部改正案】
- 2．独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案
- 3．情報公開・個人情報保護審査会設置法案
- 4．行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（今後の予定）
閣議 3月15日（金）

1 背 景

- 内閣官房において、「個人情報の保護に関する法律案（基本法制）」をとりまとめ、平成13年3月、第151国会に提出(継続審議)。

同法案は、公布後1年を目途として、現行の行政機関個人情報保護法について、所要の見直しを行い、新たに独立行政法人及び特殊法人について法制上の措置を講ずべき旨を規定。

《参考》個人情報の保護に関する法律案（抄）

第十一条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

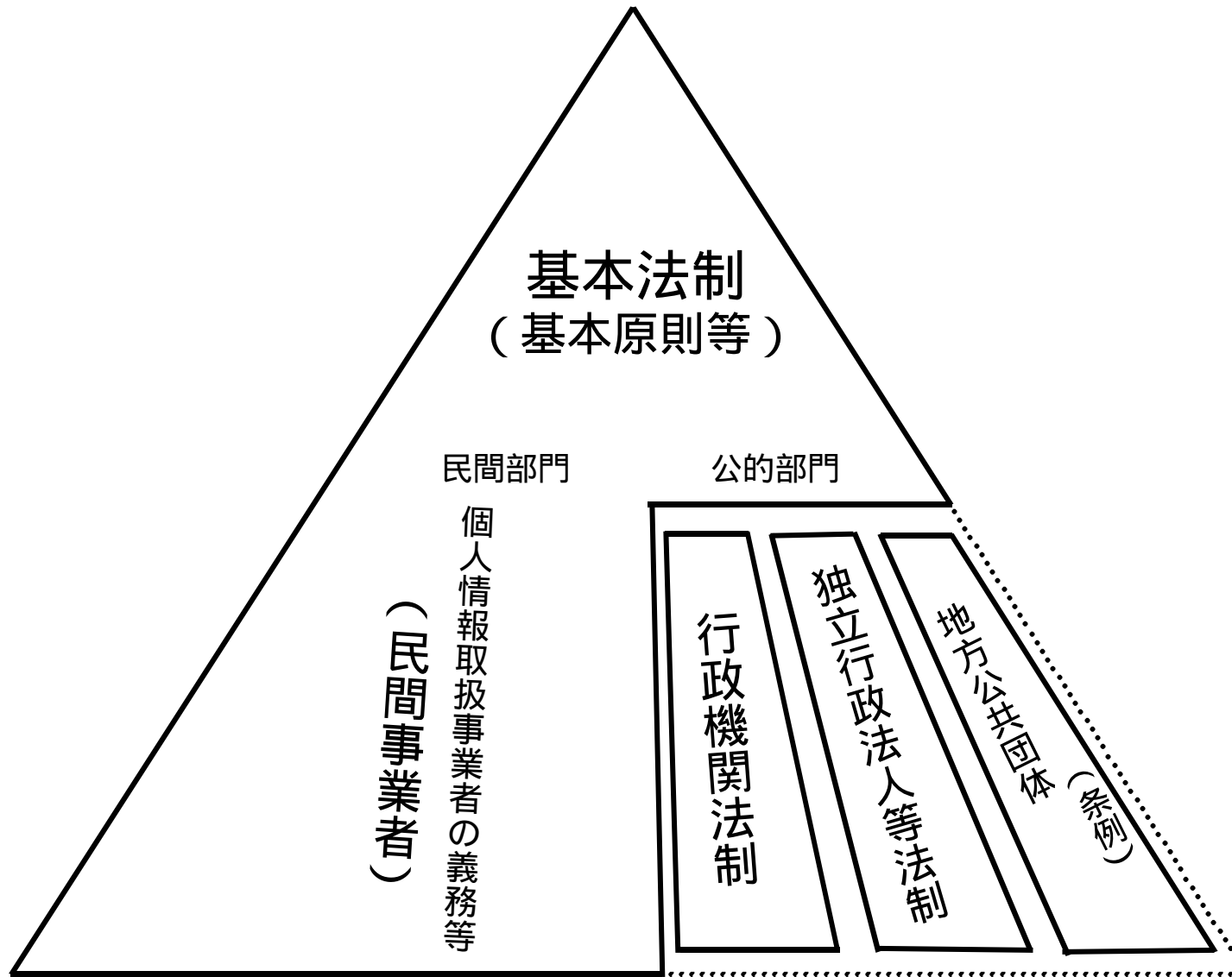
2 政府は、独立行政法人及び特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

第七条 政府は、この法律の公布後一年を目途として、第十一条第一項及び第二項に規定する法制上の措置を講ずるものとする。

- これを受け、総務省では、上記法案の提出後直ち（4月）に、大臣政務官主催の「行政機関等個人情報保護法制研究会」（座長 茂串 俊 元内閣法制局長官）を開催。平成13年10月26日に、今回の4法案の骨子である「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について」を取りまとめ、公表。
- また、電子政府を推進する中で、近年、行政機関等のIT化が急速に進展しているところであり、そのような状況に対応した個人情報保護の一層の充実・強化の必要性が増大。

2 個人情報保護法制の体系



3 行政機関個人情報保護法案

- 1 目的 - 国の行政機関における個人情報の適正な取扱い
- 2 対象機関 - 国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）
- 3 対象情報 - 電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報
- 4 個人情報の適切な取扱い
 - ・ 保有制限 - 法令の定める所掌事務の範囲内、利用目的の達成に必要な範囲内等
 - ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
 - ・ 正確性の確保 - 利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
 - ・ 安全確保 - 漏洩等防止のための措置
 - ・ 利用・提供の制限 - 利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- 5 個人情報ファイルの適正な管理と公表
 - ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）
- 6 本人関与
 - ・ 開示請求制度 - 本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
 - ・ 訂正請求制度 - 事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
 - ・ 利用停止請求制度 - 不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務
- 7 不服申立て - 開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務

4 独立行政法人等法案

- ・ 対象法人 独立行政法人、特殊法人及び認可法人であって行政機関と同様に（１４３法人）取り扱うべきもの（基本的に独立行政法人等情報公開法と同様）
- ・ 対象情報、取扱いの規範、管理のルール、本人の関与、救済制度は行政機関法制の仕組みを基本に、独立行政法人等の性格に適合した仕組み

5 情報公開・個人情報保護審査会設置法案

- ・ 情報公開審査会（平成13年設置）を改組
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の情報公開法制の開示決定等に関する不服申立てに関する諮問に加え、行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法制の開示、訂正、利用停止決定等の不服申立てに関する諮問

6 整備法案

- ・ 府省設置法の改正
- ・ 登記、刑事訴訟、特許等情報の適用除外（基本的に情報公開法の適用除外に準じている）等